水俣市告示第８６号

水俣市中小企業融資資金利子補給金（熊本県小規模事業者おうえん資金対応分）交付要綱を次のように定める。

令和３年７月２７日

水俣市長　高　岡　利　

水俣市中小企業融資資金利子補給金（熊本県小規模事業者おうえん資金対応分）交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市内の小規模企業者の今後の経営安定を図るため、令和３年４月１日以降に、経営支援プログラム実施企業として、熊本県中小企業融資制度要項（平成２１年熊本県告示第３０４号）及び熊本県中小企業融資制度実施要領に定める小規模事業者おうえん資金融資制度による融資（以下「当該融資」という。）を受けた小規模企業者に対し、予算の範囲内において当該融資に係る利子補給金を交付するものとし、その交付については、水俣市補助金等交付規則（昭和６２年規則第１０号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　小規模企業者　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第５項に規定する小規模企業者をいう。

（２）　経営支援プログラム実施企業　熊本県中小企業融資制度実施要領に規定する経営支援プログラム実施企業をいう。

（３）　事業所　事業の用に供する事務所、店舗、工場等（仮設、臨時その他の設置が恒常的でないものを除く。）をいう。

（受給資格者）

第３条　利子補給金の交付を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、令和３年４月１日以降に、経営支援プログラム実施企業として、当該融資を受けた者で、水俣市内に住所及び事業所を有し、市税を完納しているものとする。ただし、住所又は事業所を市外へ移転等した者は、その翌月分から利子補給金の交付を受けることができない。

（受給資格の取消し）

第４条　市長は、受給資格者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、受給資格を取り消すものとする。

（１）　１２月３１日時点で、当該融資を受けた資金の償還を延滞した場合等で期限の利益を喪失したとき。

（２）　当該融資の条件を変更したとき。ただし、自然災害等特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

（３）　代位弁済を受けたとき。

（４）　営業を取り止めたとき。

（５）　死亡その他の理由により、その継承者が不明のとき。

（６）　前各号に掲げるほか、市長が不適当と認めたとき。

（利子補給金の額等）

第５条　利子補給金の交付の対象となる経費は、当該融資を受けた者が、取扱金融機関に毎年１月１日から１２月３１日までに支払った当該融資に係る利子（延滞利子を除く。）の合計額とする。

２　利子補給金の額は、前項に規定する利子補給金の交付の対象となる経費の２分の１とする。ただし、利子補給金の額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

３　当該融資に係る利子補給期間は、３年以内とする。

（利子補給金の交付の申請）

第６条　利子補給金の交付の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を、水俣商工会議所を経由し、市長へ提出するものとする。ただし、既に当該融資に係る利子補給金の交付を受けた者で、同一の融資に係る２回目以降の利子補給金の交付の申請をしようとする者は、第４号及び第５号に掲げる書類について、その提出を省略することができるものとする。

（１）　水俣市中小企業融資資金利子補給金（熊本県小規模事業者おうえん資金対応分）交付申請書（様式第１号）

（２）　市税の滞納のない証明書

（３）　１月から１２月までの支払利子がわかる書類

（４）　当該融資を受けたことがわかる書類

（５）　経営支援プログラムを作成したことがわかる書類

（６）　その他市長が必要と認める書類

２　交付申請書の提出期限は、毎年１月末日とする。

（利子補給金の交付の決定及び額の確定の通知）

第７条　市長は、前条の交付申請書を受理した場合は、規則第４条及び第１４条の規定に基づき利子補給金の交付の決定及び額の確定を行うものとし、水俣市中小企業融資資金利子補給金（熊本県小規模事業者おうえん資金対応分）交付決定及び交付確定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

（利子補給金の交付）

第８条　この利子補給金は、精算払により交付するものとする。

２　申請者は、補助金の支払いを受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を市長へ提出するものとする。ただし、既に当該融資に係る利子補給金の交付を受けた者で、同一の融資に係る２回目以降の利子補給金の交付を受けようとする者は、第２号に掲げる書類について、１回目の利子補給金の交付を受けた時から、記載事項に変更がない場合に限り、その提出を省略することができるものとする。

（１）　水俣市中小企業融資資金利子補給金（熊本県小規模事業者おうえん資金対応分）

交付請求書（様式第３号）

（２）　申請者名義の口座番号がわかる書類

（３）　その他市長が必要と認める書類

（受給資格者変更の届出）

第９条　利子補給金の対象となる受給資格者が、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく当該各号に定める変更届を市長に提出しなければならない。

（１）　振込先口座、口座名義人、会社名又は会社の代表者を変更した場合　水俣市中小企業融資資金利子補給金（熊本県小規模事業者おうえん資金対応分）受給資格者内容変更届（振込口座）（様式第４号）

（２）　受給資格者が死亡した場合　水俣市中小企業融資資金利子補給金（熊本県小規模事業者おうえん資金対応分）受給資格者内容変更届（事業継承）（様式第５号）

（交付決定の取消し及び利子補給金の返還）

第１０条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利子補給金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した利子補給金があるときは、水俣市中小企業融資資金利子補給金（熊本県小規模事業者おうえん資金対応分）返還命令書（様式第６号）によりその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（１）　偽りその他不正な手段により当該融資及び利子補給金の交付を受けたとき。

（２）　この要綱の規定に違反したとき。

（３）　その他市長が不適当であると認めたとき。

（委任）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年７月２７日から施行し、令和３年４月１日から適用する。